

指定管理者情報公開事務取扱要綱

第1 趣旨

北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第27条の2に規定する指定管理者の情報公開に係る事務の取扱いについては、別に定めるものを除き、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「指定管理者が管理している文書」とは、指定管理者が保有する文書（文書、図画及び写真並びに電磁的記録をいう。以下同じ。）であって自己が管理を行う公の施設に係るもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下同じ。）をいう。

第3 業務計画書及び事業報告書の公開

知事は、指定管理者が道に提出する毎年度の業務計画書及び事業報告書を公の施設を所管する課等（以下「所管課」という。）及び総務部人事局法制文書課行政情報センター（以下「行政情報センター」という。）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第4 指定管理者が管理している文書の公開

1 指定管理者が管理している文書であって、知事が管理していないものの閲覧、視聴又はその写しの交付（以下「文書の閲覧等」という。）の申出（以下「閲覧等申出」という。）をしようとするものは、知事に対して、別記様式の指定管理者情報公開申出書（以下「申出書」という。）を提出するものとする。

2 知事は、申出書を受け付けたときは、速やかに指定管理者に当該申出書を送付し、当該閲覧等申出に係る文書を知事に提出するよう求めるものとする。

3 指定管理者は、申出書を受理したときは、当該閲覧等申出に係る文書に非開示情報（条例第10条第1項各号のいずれかに相当する情報をいう。以下同じ。）が記録されている場合を除き、当該閲覧等申出に係る文書の閲覧に応じるものとする。

4 指定管理者は、閲覧等申出に係る文書に非開示情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、閲覧等申出の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、3の規定にかかわらず、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該文書の閲覧等に応じるものとする。

5 指定管理者は、申出書を受理した日から14日以内に閲覧等申出に対する諾否の決定（以下「閲覧等の決定」という。）をするものとする。ただし、やむを得ない理由により、申出書を受理した日から14日以内に閲覧等の決定をすることができないときは、速やかに閲覧等申出をした者（以下「閲覧等申出者」という。）に書面により通知し、その期間を延長することができる。

6 指定管理者は、閲覧等の決定をしたときは、速やかに閲覧等申出者に書面により回答しなければならない。

7 個人情報の閲覧等は、行政情報センター又は指定管理者が管理する公の施設において、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあっては視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して指定管理者が別に定める方法により、文書の閲覧等に応じるものとする。ただし、開示申出者の住所が遠隔の地にあること等により、文書の写しの送付を希望する場合は、指定管理者から文書の写しを郵送し、又は信書便により送付することができる。

8 閲覧等申出者は、文書の閲覧等に要する費用（写しの送付に要する費用を含む。）を、指定管理者の請求に基づき負担するものとする。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、指定管理者の情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。